

第50回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

- 1 日 時 令和2年10月7日(水) 15:00～16:40
- 2 場 所 メルパルクOKAYAMA(岡山市)
- 3 出席者

◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員12名

青木美憲、市場恵子、川島聡、近藤理恵、進藤貴子、角田みどり、田村久美、飛山美保、中井智子、花田文甫、引地充、薬師寺明子

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、長寿社会課長、障害福祉課長、国際課長、健康推進課課長、情報政策課長、くらし安全安心課長、保健福祉課長、人権教育課長、人権施策推進課長、人権施策推進課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部次長あいさつ

委員の皆様には、大変お忙しい中、人権政策審議会に御出席いただき、お礼申し上げます。また、本県の様々な施策の推進にあたり、平素から格別の御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

本日は、前回の審議会でもいただいた御意見を反映して、修正した第5次岡山県人権政策推進指針(答申案)について、さらなる御審議をいただくこととしている。

そして、本日頂戴いただく御意見を踏まえ、本日の資料「答申案(中間審議)」に修正を加えたものを、第5次指針の素案という形で公表し、県議会にも報告の上、1ヶ月間パブリックコメントとして県民の皆様から御意見を募集したいと考えている。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではあるが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

議 題

(1) 第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)の策定について

～第5次岡山県人権政策推進指針骨子(案)により事務局から説明～

(人権施策推進課長)

骨子について、前回の第49回審議会において、今年度新たに就任された委員から「10 様々な人権問題」のうち、「犯罪被害者等」と「刑を終えて出所した人」の項目が並んでいることに対し、犯罪被害者の立場に立った貴重な御意見をいただいたところ

である。

審議会終了後の議論や、会長との協議の結果、事務局案として犯罪被害者等の心情を考慮し、変更（案）のとおり、「刑を終えて出所した人」の順序を変更し、「犯罪被害者等」と離れた記載順に変更している。

(〇〇委員)

事務局の変更（案）に意見はないか。

【 意見なし 】

～資料 1 第 5 次岡山県人権政策推進指針（仮称）答申案

（中間審議 R2. 10. 7）第 1 章～第 3 章、第 5 章により事務局から説明～

(説明後の質疑・応答)

(〇〇委員)

現在、第 3 次晴れの国岡山生き生きプランは策定中であるのでその関連した表現を落としているとのことだが、これは今後削除していくという理解でいいか。今後追加されることはあるのか。

(人権施策推進課長)

第 3 次晴れの国岡山生き生きプランは、3 月策定予定となっており現在は骨子しか示されていない。指針は今後、1 月に開催予定の審議会で答申案最終審議を諮った後、答申を行う形になり、生き生きプランの表現を答申に盛り込むのは間に合わないため、第 5 次指針の記述からは削除させていただく。

(〇〇委員)

7 ページの「インフォームドコンセント」という言葉だが、「インフォームドコンセント」と「インフォームド・コンセント」と中点が入る記載とどちらがいいのか。厚労省、医師会のホームページを見ると中点が入ったものが多かったと思うので、「インフォームド・コンセント」の方がいいのではないかと思う。

続けて 3 ページの「ノーマライゼーション」の注釈だが、「社会の中で普通の生活が送れるような条件を」と書いてあるが、この「普通の」という説明が適切なのかどうか疑問に思う。同じ生活共生、一般の市民と同等の生活、区別されることなく人権を保障されて生活できるとか、別の言い方のほうがいいのではないか。

(人権施策推進課長)

「インフォームドコンセント」か「インフォームド・コンセント」か、確認をさせていただく。「ノーマライゼーション」についても、より適切な言葉を検討する。

(〇〇委員)

5ページの2(1)啓発教育のあり方のところで意味がつながりにくい箇所があり、読点を入れると良いと思う箇所が2カ所ある。1行目の「人権啓発を人権尊重思想の普及高揚を図ることを～」と「を」が2つ重なっているところ、つまり「人権啓発を～広報活動等とし、」とつながるので、「人権啓発を」の後に読点があると良いと思う。それから2行目の「人権教育を生涯学習の視点に立ち～」も同様で「人権教育を」に対し「～教育活動と考えています。」が述語であるので、「人権教育を」の後に読点があると分かりやすい。

続けて、8ページ目の「セクシュアル・ハラスメント」の定義はこれで十分なのか。もう少し言葉が必要かと思う。

また骨子の「様々な人権問題」の順番だが、「犯罪被害者等」と「刑を終えて出所した人」が続けて記載されているのは気になっていた。また、被災者の部分についても、個人の意思によらず起きた人権問題なので、記載の順番を上の方にした方がいいのではないかと考えてしまう。順序は何によって決まるのか考えると難しい。

(人権施策推進課長)

骨子について、記述の順番は重要性の順位にはよらない考えである。昨年度決定したことだが「犯罪被害者等」と「刑を終えて出所した人」が並んでいる事が適切かどうかという事を考慮し、離れたが、重要性の順位を下げるという事ではない。

被災者については、記載の順番が重要な順番ということではないため、現状のとおりとさせていただきます。

答申案については、委員の御意見を踏まえ読点を入れようと思う。「セクシュアル・ハラスメント」についても、今一度整理して分かりやすい表記を心がける。

(〇〇委員)

6ページ、7ページに「セクハラ」のことが言及されていて、8ページに注釈が記載されている。関連して、9ページの「マタハラ」「パタハラ」の注釈に「社員」という語句が入っている。職場の文脈なので入っているかと思うが、社員に限定する必要があるか。注釈は、「マタハラ」「パタハラ」の単体の定義なのか、職場におけるマタハラ、パタハラの定義なのか。「セクハラ」の注釈と整合を取るべき。

(人権施策推進課長)

「マタハラ・パタハラ」の記述については、職場における様々なハラスメントなので「社員」は無くても分かる。また、職場に来られるお客様に対しても含まれると思うので、「社員」は抜く方が良いか考える。セクハラはそのほかの項全体に記載しているので職場におけるハラスメントに限定しない形で修正をしたい。

～資料2 第5次岡山県人権政策推進指針（仮称）答申案
（中間審議 R2. 10. 7）第4により事務局から説明～

（説明後の質疑・応答）

（〇〇委員）

14ページの「障害者雇用促進法」の記載の箇所で、「差別的取扱い」のところだが、「不当な」が抜けている。法律の文言では「不当な」が付いているので付けた方がいい。もう一つ。情報アクセシビリティの注釈で「誰でも必要とする情報に簡単にたどり着ける」の「誰でも」を「誰しものが」、「誰もが」とした方がいいのではないか。

（障害福祉課長）

修正させていただく。

（〇〇委員）

14ページ「障害者雇用促進法」のところも略字になっているが、注釈は付けないのか。また、他の法律は「」を付けているが付けないのか。

そして、注釈に「合理的配慮」と「日常生活支援事業」について加えた方がよい。

（障害福祉課長）

14ページの御指摘の件については、他との整合を取るような形で修正等考える。また注釈についても検討する。

（〇〇委員）

9ページ、10ページの「認知症の人」という言葉について、「アルツハイマーの人」「統合失調症の人」と言われると、その人全体がその病気で侵されているように感じると当事者の方から指摘されたことがある。認知症を抱えた人というような記載の方が人権に配慮していると思う。

（長寿社会課長）

認知症に係る表現については、国の大綱と整合性を取りながら調整したい。

（〇〇委員）

「かかえる」という表現は能動的な表現である。自分は認知症になりたくないと思っている人がほとんどである。自主的にかかる人はいないので、「かかえる」という動詞は慎重に使うべき。

（長寿社会課長）

表現について、他との整合性も踏まえ検討する。

(〇〇委員)

6 ページ②「みんなで子供・子育てを応援する地域づくり」について、「繋がる」の漢字は別の項目でひらがなになっている箇所があったと思うので確認をお願いします。

7 ページの①学校教育の充実 8 行目「さらに、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。」の一文が、唐突で違和感がある。

(人権施策推進課長)

「つながる」については、ひらがなに統一する。

(人権教育課長)

消費者教育についてはどういう風に入れ込んでいくかと悩んだが、文脈が自然につながるよう検討する。

(〇〇委員)

5 ページ「児童虐待の防止等に関する法律」の部分は、(以下、「児童虐待防止法」という)となっているが、他の箇所ではそうでない部分もある。記載方法を統一してはどうか。

(人権施策推進課長)

全体の表現の中で統一を図りたい。

(〇〇委員)

1 3 ページウ①2 段落目「精神科病院」より「精神科病床」のほうがいい。精神科病院以外、総合病院も精神科病床を持っている。

また、「障害のある人自身」について、言い切る表現がいかがなものかと。一時的に利用する人もいる。

(健康推進課長)

「障害のある人」の項目に入っているなので、この記載だと考えている。この項目の中で表現する時、どのような表現が良いのか教えていただきたい。

「精神科病床に入院している患者が、すべて障害のある方ということではない。」ということではよいか。

(〇〇委員)

当事者という表記がいい。

(〇〇委員)

「精神科病床への入院については本人の意思による～」とすればいいのでは。

(健康推進課長)

そのように修正させていただく。

(〇〇委員)

「子ども」について2点、子どもの権利条約に基づき施策が進んでいて、新しいキーワードに「子どもの意見表明権」がある。弁護士の先生等が中心になって児童相談所の一時保護所で子ども達への聞き取りをしている。人権侵害・虐待防止のみを想定に入れるのではなく、子どもの意見を聞くシステムを構築していく必要がある。子ども自身に権利があるということを育てていく事が第一。新しい指針には、この意見表明権を記述いただきたい。

次に、子どもへの教育について。主権者教育も指針に記述いただきたい。子どもは生まれながらに主権、権利を持っている。他に例がないかもしれないが、主権者教育について指針に記述いただけたらいいと思う。

(子ども家庭課長)

指針は、子どもの人権全体を表現している。御意見の意見表明権等については「岡山県社会的養育推進計画」等の中で項目立てして取り組んでいるところである。

(〇〇委員)

了解した。

(人権教育課長)

指針への記述については考えさせていただくが、来年、人権教育推進プランを改訂する予定であり、その素案には記述する方向で検討したい。

(〇〇委員)

了解した。

(〇〇委員)

高齢者について、意思決定支援が重要になってきているので、次回以降になると思うが検討いただきたい。

(長寿社会課)

成年後見制度等で考えられているので検討する。

(〇〇委員)

24ページ、「その他の疾病等」について、新型コロナウイルスについて追記いただいたことは重要な事である。

新型コロナウイルスについての記載の最後の部分、「情報提供を迅速に行い、偏見や差別による被害の未然防止に努めます。」とあるが、正しい知識を持つことにより「感染するんだ、怖いんだ」と受け止められ、感染者が遠ざけられてしまう事につながってしまう。知識の普及だけでなく、感染者の人権尊重についても触れて欲しい。例えば、「情報提供を迅速に行うとともに、感染者の人権を尊重する意識を促し、偏見や差別による被害の未然防止に努める。」のように記載を考えて欲しい。

(健康推進課長)

検討させていただく。

(〇〇委員)

「多様な性」について、29ページ注釈の45番、生物学的な性（体の性）、28ページには「性的特徴」（身体の性）とある。「体」か「身体」、どちらかに統一すべき。また、「生物学的な性」と「性的特徴」と表現がなぜ違うのか。

続けて28ページの注釈の44番、「性同一性障害を含む～」について、どこに含まれるのか。

(人権施策推進課長)

再度整理する。

(〇〇委員)

29ページ注釈の45番、性同一性障害の標記について「一致しない疾患」とあるが、性別違和を感じていることイコール疾患ではない。性別違和を感じるがゆえに生じる症状を総称して診断名として生まれた言葉である。

「一致しない疾患」と言い切らない方がいいと思う。

(人権施策推進課長)

再度整理する。

(〇〇委員)

「多様な性」の5段落目、「性に対する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育の推進に努めます。」とある。知識や客観的なものについては「正しい」でいいが、多様な性に対する「正しい理解」は適切な言い方なのか疑問である。同じく「被災者」の記載についても「人権問題について、正しい理解を深める～」とあるが、「正しい」を入れるのは適切ではないと思う。「犯罪被害者等」での記載は「～被害者支援の充実を図るほか、教育・啓発の強化等に取り組みます。」と、「正しい」の記載がない。犯罪被害者のように「正しい」は記載しないほうが良いのではないかと。

(人権施策推進課長)

「正しい」の標記については、被災者については取るべきかと考えるが、多様な性については、性は多様だということをしっかり正しく理解するという意味で「正しい理解」と記載している。他に良い表現方法があれば御教示いただきたい。

(〇〇委員)

理解を深めるということではないのか。

(人権施策推進課長)

検討させていただきたい。

(〇〇委員)

「正しい」とは何か、ということだな。

(〇〇委員)

県が作成する指針で「正しい理解」と表記することに疑問がある。

(人権施策推進課長)

委員の意見の観点からも再度検討する。

(〇〇委員)

行政は、LGBTで言い切っているが、補足はできないか。多様な性を考える際は、I、X、Q、A等他にもある。少数派であるそれぞれの個性を見ていくとLGBTだけではない。「LGBTなど」のように、注釈でもいいので添えられないか。

(人権施策推進課長)

県では、多様な性について理解を深めるために詳しいチラシを作成し、啓発に努めているところである。指針の中では、他項目とのバランスを考慮して「LGBTなど」と例示として説明している。

今回は、現状のとおり「LGBTなどの」と記載させていただきたい。

(〇〇委員)

LGBTに関しては、分析すると24通りある説もある。もっと幅広い意味での性の多様性について伝わるような記載を本文の中でしてほしい。

(〇〇委員)

「刑を終えて出所した人」について、そうした人に対する偏見や差別意識をなくすよう啓発活動を取り組んだり、刑務所を出て身元を引き受けてくれる人がいない人達への

支援を記載しているが、欧米では、子どもの権利として刑務所にいる人、刑を終えて出所した人と、その人の子どもの関係調整をする支援が一般化している。日本ではまだ十分できていない。今回は無理かもしれないが、今後の方向性として、岡山県再犯防止推進計画に書かれているかもしれないが、刑を終えて出所した人、刑務所にいる人と、その人の子どもの関係調整の支援を加えていけばいいと思う。

(くらし安全安心課長)

現在の政策の中には入っていないので、今後研究したいと思う。

(〇〇委員)

24 ページ ①インフォームドコンセントの項目の3行目、「医師歯科医師」は、「医師・歯科医師」ではないか。

次に、意思決定について。「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」などの様々な意思決定支援ガイドラインが4つくらいある。可能であれば、人生最終段階における医療の決定のような項目、そこに対する啓発というものがあっていいかと思う。

(健康推進課長)

地域包括ケア等を進めていく中で、人生最後をどのように過ごしていけばいいか、家族と一緒に話し合おうという動きはあるので、どこに記載するのが良いかも含めて検討したい。

(〇〇委員)

29 ページ「刑を終えて出所した人」の中で、「地域生活定着支援センター等」の記載があるが、「相談支援事業所」もかなりの役割を担っているので記載してほしい。詳細に記載するのが難しいのであれば、「相談支援事業所等」、「支援機関等」を加えるだけでもいいと思う。

(保健福祉課長)

人権施策推進課と協議し検討させていただく。

(〇〇委員)

不登校児について記述いただきたい。従前は不登校児に問題があるとの考え方だったが、今は社会に問題があるとの考え方になっており、その啓発は重要である。

(人権教育課長)

不登校児には、いじめや貧困の問題、学ぶ権利が奪われているケースなど、様々な背景がある。どこに記述するかも含め検討する。

(〇〇委員)

ヤングケアラーについて、最近問題になっている。新しい指針を策定する際には、新しいキーワード、新しい事象に対して、先を見越して記述いただきたい。

(子ども家庭課長)

国の対応もまだはっきりしていない状況であるが、子どもが学校に行ったり、子どもらしく育つ権利が侵害されている状況は問題であると認識している。国の状況を見ながらしっかりと対応したい。

(〇〇委員)

7ページ「子ども」の8行目、子どもの権利保障としての「面会交流支援」について。EUでは力を入れていると聞いているが日本はとても遅れている。「就業支援」の後に「面会交流支援」の記述追加をお願いしたい。

(子ども家庭課長)

検討させていただく。

(〇〇委員)

色々と貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局には、本日の御意見を整理いただき、指針案として、パブリック・コメントの実施をお願いします。

なお、この作業について、事務局と調整していくことを、私、会長に御一任いただくことで御了承願いたい。

【 異議なし 】

それでは、事務局の方で作業を進めていただくよう、お願いします。

以上で本日の審議は、終了するが、委員の皆様方、他に何かあるか。

次に、事務局から報告事項等はあるか。

(人権施策推進課長)

今後の指針策定にあたってのスケジュールであるが、本日いただいた御意見をできるだけ反映させて指針素案として取りまとめた後、県民の皆様の御意見をいただくため、パブリック・コメントを11月中旬から12月中旬までの1か月間実施する。

なお、本日の御意見を反映させ修正した指針素案については、パブリック・コメントの前に委員の皆様にお渡しする予定である。

このパブリック・コメントでの御意見をもとに、来年1月中に第5次指針の審議としては最後となる審議会を開催し、答申として確定する。

この答申について、1月下旬頃、花田会長から県知事に対して直接、手渡ししていただく予定である。

なお、次回の審議会の詳しい日程については、事務局より後日御案内させていただくので、よろしく願います。

(〇〇委員)

これで、本日の審議を終了する。